

「第4回青森県原子力政策懇話会」議事概要

日 時：平成16年4月14日(水) 10:00～12:00

場 所：青森国際ホテル 3階 「萬葉の間」

〔出席委員〕林委員(座長)、久保寺委員(座長代理)

鎌田委員、北村委員、笹田委員、田中(榮)委員、田中(久)委員、田村委員
築田委員、山本委員

〔欠席委員〕植村委員、遠藤委員、小川委員、小林委員、佐々木委員、菅原委員、

田中(知)委員、種市委員、月永委員、宮田委員

〔他の主な出席者〕

経済産業省原子力安全・保安院：薦田審議官

経済産業省資源エネルギー庁：細川核燃料サイクル産業課長

内閣府原子力委員会：内閣府原子力委員会事務局 井出主査

電気事業連合会：濱田専務理事

日本原燃株式会社：佐々木代表取締役社長

関西電力株式会社：桑原原子力事業本部副事業本部長

青森県：三村知事、蝦名副知事、長谷川出納長、高坂環境生活部長、北窓健康福祉部長
関商工労働部長、天童特別対策局長

1 開 会 (三上原子力施設安全検証室長)

2 知事あいさつ

3 議 事

日本原燃株式会社再処理施設使用済燃料受入れ貯蔵施設に係るプール水漏えいと品質保証体制について

【主な質疑応答】

Q：使用済燃料受入れ貯蔵施設のプール水漏えい問題の対応においては、元々大きな責任は国にあると思うが、これについて国の認識はどの程度なのか。

A(原子力安全・保安院)：原子炉等規制法ではプールの溶接検査は使用前検査の対象としていないので、事業者自らが品質保証活動を通じてその健全性を保つべきであるが、国としては、事業者の自主性だけに依存してきたのは事実で、大いに反省すべきものと考えている。このことから、昨年10月、新検査制度が出来、再処理施設についても溶接を含め、全て品

質保証というのが事業者の保安規定で位置付けられ、今後、国は保安規定の認可、その実施の遵守状況等を検査でチェックしていく。

Q：現品点検は施設全体について行ったのか。

A（原子力安全・保安院）：プールの溶接部については全溶接線をチェックし、不適切な施工箇所291箇所全て張替補修した。再処理施設の設備及び建物については、まず書類点検を実施し、その中で問題のある箇所について現品点検を実施し、第三者のチェックを受けている。

Q：国の検討会では、青森県と六ヶ所村がオブザーバーとして参加をしているが、具体的に意見を言える立場であったのか。

A（原子力安全・保安院）：いつでも意見を言える立場であり、適時コメントもいただいた。

A（県）：十分な審議を行い、県民が安全・安心できる施設となるよう事業者を厳しく指導してほしいなどの意見を3回ほど述べさせていただいた。

Q：県の事務方として、環境生活部及び特別対策局原子力施設安全検証室は、国の検討会に出席して日本原燃株式会社の点検、補修及び品質保証体制の点検結果についてどのような見解を持っているのか。

A（県）：予断を持って臨んでいるわけではなく、県としてご意見を伺いながら考えていきたいと思っている。

（県）：原子力施設安全検証室としては、県議会、市町村長、青森県原子力政策懇話会のご意見を踏まえながら、分析を行い知事に報告をし、サポートしていきたいと考えている。

Q：国としては、今回の点検、補修、品質保証体制の点検結果について何点をつけるのか。

A（原子力安全・保安院）：国の判断は、合格か不合格しかないもので、点数は難しいが、特段問題のないものに属すると思っている。

Q：使用済燃料がプールに満杯で貯蔵されたときに、プール水の喪失に伴う臨界事故などは絶対に起こりえないものなのか。

A（原子力安全・保安院）：プールの水が使用済燃料が露出しないよう確保、維持することが、プールの基本的な機能であり、プールの耐震構造については使用前検査で確認しており、また水の補給のためのポンプの機能については、毎年1回の施設定期検査できちんと点検・検査することにより予防していく。

Q：BWR（沸騰水型軽水炉）プールとBWR/PWR（沸騰水型軽水炉/加圧水型軽水炉）

共用プールは、水を抜いて非破壊検査をしていないので、今の段階で水を抜いてもう一度点検すべきではないのか。

A（原子力安全・保安院）：水が張っている状態であるが、機械を使ってフェライト量などのチェックを行うことで、継ぎ足し溶接などがいないかどうかチェックした。

Q：今後、技術的能力を含めてどのような体制で、ウラン試験、ホット試験に臨まれるのか。

A（日本原燃）：再処理事業部の要員、約1,300名のうち運転部門の要員は約600名であり、その大部分は核燃料サイクル開発機構の東海再処理工場などにおいて体験教育や机上研修、実務研修を積んでいる。

さらに、運転部門、保守部門、放射線管理部門等の中核となる要員は、国内外の先行プラントの実務経験を積むことにより運転技術、保守技術、放射線管理技術について実習してきている。これらの教育訓練により、ウラン試験を実施するために必要な技能・技術が備わっていることを確認するため、技能・技術認定制度を設け、各ランク毎に基本的役割と必要な技能・技術レベルを定め、実地訓練（OJT）による評価、試験面接等を行い、技術力の評価を行っている。

Q：県民に向けて分かりやすい資料を出すとともに、今までの経緯を県民に説明し意見を聴く姿勢が必要であると思うがどうか。

A（日本原燃）：一般向けの説明会については、県内何地点かで説明会を開催する。具体的な内容等については皆様のご意見を踏まえた上で考えていく。

【主な意見】

「信頼性の構築」が、施設の安全・安心を保証できるということは科学技術の基本であり、品質保証体制の中で「信頼性管理」というものをもっとアピールすべきであり、信頼性を管理する部門を設けるべきである。

試験運転に入ると小さなトラブルは起こり得ると言っているが、住民の安全を損なうことには絶対繋がらないことを具体例を挙げて説明してほしい。

真に県民の知りたい内容について、正直に県民に広報、説明するという姿勢を見せてこそ、信頼性の構築が出来ていくと考える。

事業者は県民を対象とした説明会を開き、県民の意見を聴く場を設定すべきである。国及び県も同様に設定すべきである。

使用済燃料受入れ・貯蔵プールは、使用前検査結果、日本原燃株式会社の報告、それに対する国の評価、何回かの現地視察を踏まえて、水漏れなどの不備もなく、使用済燃料受入れに問題はないものとする。

再処理施設の設備及び建物の健全性については、品質保証体制点検の中で、莫大な数につ

いて書類点検、現品点検をし、いくつかの不具合の発見と修復が行われたこと、国の委員会の報告等により、施設、設備は健全であり、図面どおりになっていると考えてよい。

今後の試運転、操業においては技術力が重要となってくるが、今回の品質保証問題に対する日本原燃株式会社の反省と対応の中で、会社及び構成員の技術能力が様々な点で高められている。今後どのように技術力をのばされるか、時に厳しく見続けていきたい。

県民の安全と安心を得るため、今後、事業者はもとより、国や県がリスクコミュニケーションを進めていく必要があり、不具合やトラブルが発生するという前提に立って、それが重大な事故に進展しないように、原因を分析し、事前に必要な改善策を講じていくことが極めて重要である。

日本原燃株式会社の今回の品質保証体制の改善策に期待しているが、今後事業を進めるためにも、一般の人たちにもっと現地の施設を見てもらい、その際、トラブルに対する対応等が視覚的に分かる模型的なものにより、分かりやすい説明をするなど理解を求めるべきである。

信頼を得るには正直が何よりであるが、日本原燃株式会社等エネルギーに関わる企業により地域振興が図られていると実感していることから、青森県は、エネルギー創出県であり、県民と企業は共存共栄していくものであり、もっと豊かな県にするということをこれから示してほしい。

大半の方々の安心を得るには、安全操業が大事であるが、安全操業イコール安心に繋がらず、信頼という架け橋が相互の人の心と心に掛けられて初めて安心という言葉が語られる。

最初は必ず不具合があることから、コールドラン（放射性物質を用いない試験）のうちに不具合な箇所を出し尽くし、エネルギー政策に関する国策である原子力のサイクルがつつがなく回って、初めて日本のエネルギー状態が健康になったといえる。

原子力防災の主たる任務を負うのは青森県、村ということを念頭におき、青森県原子力政策懇話会での意見を県の政策決定に当たって十分反映していただきたい。

原子力安全・保安院に対し、J E A C（原子力発電所における安全のための品質保証規程）とは別に、独自に再処理施設に関する品質保証体制についての基準、規格あるいはマニュアルの作成について要望する。

4 閉 会